

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和元年6月26日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、フジオカさんからお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題について伺いたいのですが、メーカー及び関連会社の検査不正ですね、製品の、について取りまとめが出ました。1年半ほど取りまとめで見えますと、相次いだという印象があるのですが、原子力の信頼にかかわる問題として、委員長としてはこの問題をどう捉えていらっしゃるか、所感をお願いします。

○更田委員長 個別の事例について、それが原子力施設に関連が深そうな場合には、その都度、これまでも委員会の方へ報告を受けていたわけですが、一連の本当に多くのことが続いたので、ここで一旦取りまとめて状況をということで報告をしてもらいました。

原子力の信頼以上に、我が国の物作りの、大きさに言えば、物作りの信頼にかかわるようなことであろうと思っておりますし、これは原子力産業だけに限らない問題ではあります。

ただ、今日、委員会でも指摘をしましたが、たとえ供給する側のメーカーに不適切な行為があったとしても、きちんと導入・納入される際に、調達する際に、事業者側としてはきちんとそれがチェックできるような体制、チェックといってもなかなか限界はあるけれども、やはり調達管理と言いますけれども、調達管理の能力を各事業者には高めてほしいと考えています。

○記者 それに関連しまして、今、なかなか調達の際に事業者としてチェックできる体制、品質保証の観点からもちょっと難しいところもあるのかもしれませんが、今後、規制当局としては、どのように、再発防止に向けてできること、取り組まれることはありますか。

○更田委員長 細かい事例に関して、全てまで規制当局が供給側に対してチェックをかけるというのは、おそらく余り現実的でもないし、効果的でないかもしれませんが、ただ、少し関連するのは、かつて韓国で模造品の問題があって、模造品といっても、例え

ばかつての技術であれば、ポンプであるとか、そういったものだったら見抜けるかもしれないけれども、現在、原子力施設で使われているものは、デジタルI&Cも含めてさまざまな機器が使われていて、そういった機器の模造品をどう見抜くかというのが国際的に規制機関同士の間で議論になったことがあります。

そのときに、一つの考え方が、ベンダーインスペクションという言い方をしますけれども、供給者に対して規制当局が直接検査をかけると。これは全てのものという意味では決してなくて、ごく重要なものに対してということですが、このベンダーインスペクションというのは、我が国では現在それが制度化されているわけではなくて、例えば、もう一つは、フランスのEPRで炭素偏析の問題があったときなどに、やはり供給側の不適切な行為をどう確認していくか。

一義的には事業者の責任と言ってしまえば、それまでだけれども、そこにとどまらないであろう事例もあるのではないかと、非常に難しい問題ではあると思っています。

○司会 マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

大山の火山灰評価の対応に関して、関連してお尋ねしますが、今回、関電に対して設置変更申請を出すように命令したわけですが、停止をする必要はないということで、その理由の一つは、差し迫った状況にないということと、もう一つが、継続的安全性の向上を図るためというようなことで、すぐに止めてしまうような環境下では継続的改善が死に絶えてしまうのだということを委員長はおっしゃっていたと思います。

具体的には、例えば、事業者自らが新知見を見つけてきたりした場合について言及されて、そういった場合に、すぐ止めるというような判断をしていたのではなくなって、そのようなことをおっしゃっていたわけですが、事業者のあるべき姿としては、委員長の理想を述べられたものかなと思って、大変興味深く思ったのですが、現実の事業者の態度、特に今回の関電の態度なんかを見ますと、いささか距離があるような気もしたのですが、この辺について委員長はどのように見ていらっしゃるのか、お願いします。

○更田委員長 ちょっとマツヌマさん、御無沙汰でしたけれども、今の御質問というのは、国会で日本共産党の先生から頂いた御質問に対する答弁を踏まえられての質問であるように受け取っています。

DNPに関連して、御質問の中にあつたように、関西電力に対して設置変更許可の申請を出すように求めたところであるけれども、一方で、この火山灰想定に係る変更は、直ちに施設の停止を命ずるようなものではないと。

その主な理由の二つというのは、一つは、噴火が差し迫った状況とは見られないこと。もう一つは、この想定の違いによって出てくる変化が大きなものではないということ。

火山灰の層厚の想定が、10センチの想定が、今の段階で見るとおおよそ20センチ程度であろう。この違いというのは、このほかに例えば建屋の荷重等々に関しては、はるかに大きな積雪の影響等も見ていることも鑑みると、大きな変化ではないだろうという、この二つが、今、対象としている施設に対して即時に停止を求める必要はないだろうという判断の根拠です。

もう一つ、今、二つ目にマツヌマさんが挙げられた方は、もともと継続的改善というものを、今、一つだけ理由を言われたのですけれども、一つは、今おっしゃったように、事業者が自ら現場で気づいたこと、改善した方がいいと思うこと、これは事業者がきちんと声を上げて改善できるような仕組みであり、また、かつ、姿勢が求められていて、何かもっとよくした方がいい、こうした方がいいというところが見つかったら、それが達成されるまで施設の停止だとなったら、とてもではないけれども、継続的改善は望めないだろうというのが一つ。今、マツヌマさんがおっしゃった中に含まれていたこと。

もう一つは、規制当局側も同じであって、私たちは、今後、即時に停止を求めなければならぬような大きな変化だけを設置変更許可に反映させていくのかといったら、決してそうではないでしょうと。

そうではなくて、時間をかけて対処すればいいようなことであっても、ひとつひとつ設置許可なり、工認なり、保安規定なりに反映をさせていく、規制の中に反映させていくということが重要だけれども、ですから、即時の施設の停止を命じなければならぬかどうかという観点からしたら、今回のDNPというのは大した話ではないかもしれない。

だけれども、だからといって、それは放置しておいていいものではなくて、小さな変化であっても、規制に取り入れるべきものは取り入れていく。これが継続的改善の姿勢であって、この一部は国会でもお答えしたところのものです。

御質問に対するお答えですけれども、その状況の中で今の関西電力の姿勢はどうかと。これは、今の関西電力の対応でその姿勢をはかるというのは、なかなか難しいと思う。あくまで技術的な議論だと思っています。

関西電力は、DNPによる噴出規模に関しては、自らの評価で噴出量は変化するという結果を出してきている。ただ、論点といたしますか、見解の違いは、DNPはDKPという別の噴火と一緒に扱えるものであるから、DKP同様に想定から排除できるのだという主張をしている。

これに対して規制委員会は、DNPとDKPは別物であって、DNPはしっかりと想定の中を含めるべきだという見解をとっています。これはあくまで技術的な議論なので、継続的な改善に対する姿勢をこの事例からはかるのはなかなか難しいと思っています。

一方で、全体の事情から、全体の状況から、特に関西電力に限らず、我が国の原子力事業者という観点からすれば、これはまだまだ、これはひょっとすると規制当局も含めてかもしれないけれども、継続的改善に向けた姿勢が十分なレベルに達していると思ったら、それはそれぞれの自己満足であるし、やはり足らざるところはないか、それから、

自分たちの姿勢に誤ったところはないかと、常に問いかける姿勢というのは重要だと思っていますので、お互いに規制当局も事業者も双方、改善すべきところというのは、気づかないところも含めてまだまだあるだろうし、しかも、継続的改善が成果を上げたかどうかをはかるというのは、期間としてはまだまだ短いのだろうと思っています。ですから、これからの進め方、歩みが非常に重要だと思います。

○記者 そうすると、確認をしますけれども、今回のやつが、今のところの評価として、安全上それほど大きな問題にならないのではないかと予想される。評価は実際はこれからなわけですが、もし、もちろんそれが例えば1メートルとかということになれば、話は違ってくと認識、一応、確認だけなのですが。

○更田委員長 噴出量と、それから、そこから飛散してくるものに関しては、従来の手法でもう既に関西電力が評価をしています。10センチが20センチ程度という、想定がそんなに大きく変わるものではないということは、工学的に明らかだろうと思います。

○記者 1メートルとかになった場合はどうするかということについては、言及はされないのですか。

○更田委員長 ですから、DNPでなくて、また何かどこかのところで、火山灰の想定が、例えば桁で違うようなものが見つかったというときは、これはまたその都度対処していくということだと思います。

○記者 わかりました。

それと、実際の安全上の影響を加味して、実際の対応というのは図られるのだと思うのですが、委員長がおっしゃっていた、気づきとかがあったときに、それですぐ自社の原発が止まるようでは、そういったものが期待できなくなるのだという趣旨の発言に関連してなのだと思いますが、今回の場合とはまたちょっと離れて一般論として、事業者の態度に関して、実際的な評価というのはまだ早いだろうというお話だったわけですが、この辺、対策に多額の費用がかかる場合というのは、当然、自分で言い出せば対策をしなければいけない。言い出さないで、規制委員会も気付かないでくれれば、対策しなくていいかもしれない。

もし気付かれた場合でも、その場合でも、待ってくれるという前提があれば、では、ひとまず言わないでおこうかなという、ひとまず言わないでおいて、もし気付かれて、指摘されて、対策しなさいと言われても、それは自分で言ったときと変わらないわけですね。気付かれなくて済めば対策しなくていい。どちらに魅力を事業者側が感じるか。こういうことを考えたときに、割と寛大な態度というのは、どちらかという、言わないでおこうというような決断を促すようなことにはならないのでしょうかという懸念です。

○更田委員長 まず、議論の前提に違いがあると思っています、安全の最大の受益者は事業者自身なのです。事故を起こして、もちろん周辺に迷惑をかける。それは大きなことではあるけれども、事故を起こして、最も大きな、事業が継続できなくなる、社会的責任

を負って。今の東京電力を見ていただければ明確だと思います。したがって、本当に深刻な手をつけなければならぬということに気付いていながら、それを声を上げないというのは、これは事業者そのものにとって極めて不利益だと。

もし仮に非常に強い性悪説で事業者を見て、もう自分たちは事故のリスクよりも目の前の利益の方が重要なのだという判断を仮に事業者がしたときに、であるからこそ、規制当局が存在するので、規制当局がそれを見抜けなかった、ないしはそれを、例えば、強制すべきことを強制するのをためらったとすると、その結果が東京電力福島第一原子力発電所事故だと思うのです。

ですから、気付かなかったとき、どうするのですかと言われても、それはお答えのしようがないけれども、私たちは、即時に停止を命ずる必要があるようなことに気付いたら、それはちゅうちょなく即時に利用の停止を求めていきます。

○記者 その辺は揺らがないということですね。事業者にとって安全というのが一番の利益につながるという考え方は、私も同じですけれども、本当に事業者がその考えに立っているのかどうか。審査などを見ていると、前の委員長代理の島崎さんなんかは「1ガールを値切る」なんていう言葉をおっしゃっていたのですけれども、今でもちょっと長引いているものとかもございませうし、その辺、まだ私は、事業者側が本当にそういった知見に立っているのか、いささかちょっとまだ信じていないのです。

○更田委員長 よくわかります。例えば、社として、経営層だとか総体としては安全を求めたいと思っても、個々の担当だとか現場の人たちが、その場、その場で、今、マツヌマさんが言われたように、ちょっと口をつぐんでおこうとか、ちょっとこれは自分が言い出さないと。

例えば、社にとって不利益になることというのは、なかなか集団のメンバーとしては、できれば自分の口からではなく、どこからか出てきてほしいと思うというのは想像できないこともないし、ですから、広くいえば、安全文化であるとか、安全に対する姿勢の問題ではあるけれども、安全文化を考える上で非常に難しいのは、やはり安全を向上させるための必要な提言であるとか、声を上げることが、その本人にとっても、利益と言うとちょっとふさわしくないけれども、正しい動機づけができるような組織をそれぞれが作らなければならない。向上させるということが、その個人にとってもプラスになるような仕組みであるとか、それこそ文化ですけれども、それを作るところが非常に難しいところなのだと思います。

全てのメンバーについて、そういったものが既にできているとか、それから、向上のための声を上げることがちゅうちょしてしまうような環境が全くないかといったら、それはまだまだなのだろうと思いますし、非常に重要な御指摘だとは思いますが、文化に係る問題であるから、一般論でなかなか語り尽くせないところもあって、ただし、企業として、事業者としての正しい安全文化のあり方、それから、規制当局としての安全文化のあり方というのは、これは永遠の課題で、ずっと議論を続けていくべきことだと

思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。よろしくお願いします。

議題3に関してなのですけれども、あの中で、委員長は特重を使った訓練のあり方にちょっと言及されて、規制庁で少し考え方を整理していくべきではないかということをおっしゃったのですけれども、その中で、特重を絡めたパターンと絡めないパターンの二つを考えた方がいいのではないかということをおっしゃっていたのですけれども、二つやるという意図というのはどこにあるのでしょうか。

○更田委員長 ちょっと趣旨がうまく伝わらなかったように思いますけれども、特重を絡めないでの訓練というのは、余り現実的ではないだろうと思っているのですね。もうそこにあるのだから、あるものはやはり使うということで、そうすると、今後、訓練を行っていく上で、例えばテロに対する対応の訓練であれば、これはなかなか公開性を保ってやるということは難しいですけれども、ただ、一方、特定重大事故等対処施設というのは、テロだけではなくて、シビアアクシデントに対しても非常に有効なようにできている。

では、シビアアクシデント対策訓練をやろうといったときに、やはりあるものをないとみなしてというのは現実的ではないので、特重を絡めてやることになるのだと思いますが、その中で、この特定重大事故等対処施設について、テロとの関連で公開できない部分というのが出てくるだろうと思ったので、なかなか難しいなと思って、規制庁に検討を指示したところですよ。

○記者 では、私もそこをちょっと勘違いして、あるもの、使えるものは全て使うべきだとおっしゃっていたのに、二つやるというのは、公開というか、発表の仕方みたいなものを。

○更田委員長 そうですね。非常に難しいと、指示しておきながら、私自身も難しいとは思っているのです。特定重大事故等対処施設には、テロ対策との関連で公開できない情報がいくつかあります。こういった公開できない情報に注意を払いつつ、シビアアクシデント対処の訓練について透明性を確保するというのは、なかなか難しいので、であるからこそ、規制庁にちょっと検討してくれと言ったところですよ。

○記者 なるほど。わかりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、どうぞ、朝日の方、フクチさんですね。済みません。

○記者 朝日新聞のフクチです。

今の質問に関連してなのですけれども、具体的にシビアアクシデントのときに、特重施設が有効に活用されるべきというような、今日の資料の中にもあったのですけれども、

例えば、こういった事故のときに特重施設というものが有効に活用し得るというのを、委員長のお考えがありましたら教えてください。

○更田委員長 これはとても複雑ですけれども、それをすごく簡単化して言うと、例えば大破断の冷却材喪失事故が起きて、要するに、炉心から急に水が抜けてしまう、炉心が空炊きになってしまいました。何とかそこへ水を突っ込みましょう。もちろんECCS、もう設計基準のレベルでの水を注入する装置がついているけれども、それも働かない。そうすると、モバイルのものを持ってきて、つなぎ込んで入れたりするよりも、特重は炉心に水を注入する系統を持っていますので、しかも、タンクも新たに持っているのです、すぐ水を入れられるわけです。

ですから、そのときに特重を使うかどうかの判断というのは、実は特定重大事故等対処施設で炉注をいきなり始めてしまったとしても、その次の手段がついてこない、長い時間維持することは難しいのです。そうすると、もうECCSも働かないとなった時点で炉心が溶けることは諦めて、格納容器を守りにいくという考え方もあります。

後者だと炉心溶融は起きてしまうけれども、格納容器を守りにいって、最終的にはベントにつながらないで収束させられる。戦略上はベントにつながらないで事態を収束させるシナリオもあるし、もっと状況が悪くなったら、ベントが避けられないケースもあるだろうと思います。

ただ、どこで特定重大事故等対処施設の炉心注入を使うか、あるいは使わないで、格納容器冷却にそれを持っていくかというようなところは、これはそのときの事故の進み方と、というのは、冷却材喪失事故といったって、どのぐらいの流出量なのかというのは、その事故が始まって分かるわけではないですから、判断の難しいところでもあるし、それから、どの設備をどの段階で使うかというのは、これは私たちも議論には加わるだろうとは思いますが、やはり実際に事故の対処に当たる事業者がきちんと検討して、手順なり考え方を整備しておくべきものだと思います。

○記者 ありがとうございます。

もう一点だけ。今日のこの議題になった経過のきっかけとなったのも、委員長のこの保安規定のところの整理を事務局側に指示をしたというのがあったと思うのですけれども、やはり委員長自身として、特重施設の使い方について、事業者にメッセージとして、事故でも有効に使えるのだよというのを示したかったという意図があったのでしょうか。

○更田委員長 おそらく事業者はこんなふうには決して考えていないとは思いますが、規制当局との間の、国との間のやりとりで手順を決めておけば一丁上がりでは決してなくて、やはり自ら考え続けてもらうことが大変重要です。今日の事務局が用意してくれた資料の中で「事業者に〇〇を求める」というフレーズがいっぱいあったのだけれども、求める以上はこちらがその根拠を持たなければならないので、やはりある程度のガイドなのか、解釈なのか、ちょっと今の段階で判断はつきませんが、保安規

定の審査に係る制度整備というのは、私たちの方でも必要だろうと思っています。

○司会 それでは、ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。よろしくお願いします。

今の話とは全く関係ないのですが、先日、G20で、御存じのように、エネルギーに関する閣僚会合がありまして、声明が発表されて、その中のほんの一部にエネルギーのことも触れていたと。

さらに、その一部として、ここからが質問なのですが、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する記述がありまして、これに関しては、国際協力の価値の認識、国民の関与に関する経験や知見の共有及び安全向上に向けた技術協力の促進が重要であると記されております。

日本の方は、高レベル放射性廃棄物処分候補地も探すのに苦労しているという状況ではあるのですが、御専門の科学技術的な見地からでも結構なのですが、日本がこういう国際協力から得られる知見なり、技術なりという価値というものはあり得るものなのでしょうか。

○更田委員長 報道される限りで承知しているところですけども、大変重要なテーマであろうと思っています。また、国際間での経験の共有というのは非常に価値があるだろうと思っています。

これはこういった処分を進めようとする側、日本であれば経済産業省ですけども、進めようとする側にとっても重要であるし、また、規制当局間でも、国際的に、この処分に係るものの規制については、議論が盛んに行われています。

というのは、高レベル放射性廃棄物の処分というのは、確かにフィンランドのオンカロが非常に有名ですけども、実現に向かって動いているのはここだけですからね。しかも、フィンランドは、置かれている状況といいますか、国土の状況も大きく違うし、さらに、フィンランドのケースは直接処分です。発電所で使用した燃料を、再処理はせずに使用済燃料のまま処分しようとしていると。日本の場合は、再処理を行って、その中から出てくる高レベル廃棄物、いわゆるガラス固化体を処分しようとしている。

状況の違いはありますけれども、抱えている問題は非常によく似たところはあって、それから、米国も、例えばWIPPのような実証のための施設であるとか、ユッカマウンテンであるとか、ただ、ユッカマウンテンにしても、もう延々と議論が続いて、決して広い意味での理解・同意は得られていなくて、言ってみれば膠着状態にあります。ですから、各国ともに高レベル放射性廃棄物、ないしは使用済燃料の直接処分に関して、ほとんどフィンランドだけという状態です。

そのときに、例えば、事業を推進する側としては、一般に対してどういった情報を届けるべきか。その情報を届ける際にはどういった注意が必要かというようなことも含めて、各国間の経験や、ネガティブな意味も含めての経験ですけども、そういったもの

を共有するということは意義のあることだと思っていますし、規制当局としてみても、高レベル廃棄物の処分、これは私たちの場合は、サイトが、少なくとも候補地でも決まらないことには、なかなか次のステップへ進むことというのは難しいわけですが、ただ、非常に長期間にわたる管理を求められるものなので、これは推進、規制の双方にとって国際間での議論をすることは重要だし、知識・情報を共有し合うということは大変意義のあることだと思っています。

○記者 技術的には、具体的にこういうものを日本としては期待したいとか、考えられるような部分はございますでしょうか。

○更田委員長 純粹技術的に言えば、人工バリアの研究に関する情報の共有というのがあるのかもしれないけれども、地層処分の場合は天然バリアをどう評価するかが技術的には課題ではありますけれども、ただ、サイトごとに非常に異なることもありますから、むしろ処分概念そのものに対する考え方といいますか、処分そのものの捉え方、考え方が各国によってそれぞれ違うところがあるだろうし、どうしても処分の議論は、意見、ないしは情報を交換し合うと、極めて深遠な議論になってしまうところがあるのですけれども、いずれにしても避けて通れない問題と各国がきちんと位置付けて、一般といいますか、社会を巻き込むと言ってはおかしいかな、一定の透明性をもって各国間の意見交換、情報交換をすることは、処分を進めていく上で極めて重要なことだとは捉えています。

○記者 それは簡単に言いますと、国民への理解の伝達、共有とか、そういう意味合いのことですか。

○更田委員長 そうですね。宣伝ではなくて、正しい情報を正しく伝える、あるいは正しい理解を得るためにはどうしたらいいかということは、先行する国にはそれなりの経験があるだろうと思いますから、オンカロの例もそうですけれども、国情の違いはあるとはいうものの、各国の経験を共有し合うことは大変意義深いことだと思っています。

○司会 それでは、イナムラさん。

○記者 読売新聞のイナムラといいます。よろしくお願いします。

火山の関係なのですけれども、原子炉火山部会、1回目が開催されてから2年以上たっていると思います。過去の議事録とかを拝見すると、今、テーマになっている原子炉停止の判断目安を議論するに当たって、普通の噴火から大規模噴火に至るまでのプロセスで、なかなか違いを見きわめることは難しいのではないかという専門家の先生方の御意見が結構あって、事務方も苦労しているようなのですけれども、現在、委員長の見方として、この議論の中身とか、どう捉えているかをお願いいたします。

○更田委員長 これは同じ噴火といっても、さっきのとは別のカテゴリーの話で、いわゆる巨大噴火の議論であらうと思います。事例であるとか、データであるとか、大げさに言えば、人類が物事を記録できるようになってから、それに当たる事例があるわけでは

ないので、そういった意味で、自然に対して、極めて頻度が低く、かつ痕跡でもって考えるしかないような現象に対して、それをどう捉えるか。頻度の高い現象であったら、予測が可能であるか、可能でないか、ないしは予測がどの範囲で、例えば、お天気予報などはいい例ですけれども、そういった経験を積むことができるけれども、頻度がこれだけ低い現象になると、予測そのものが可能、不可能だけではなくて、仮に可能だとしたところで、どの精度か、不確かさや不完全さについて確認する方法がない。そういった中での自然現象なので、これは議論はなかなか難しいところはあるのだろうと思っています。

ただ、火山部会に関しては、確かに今ちょっと間隔が空いているけれども、私はちょっと記憶が不確かではあるけれども、次のステップへ向けての準備が進められているものと理解しています。

- 記者 今後、火山部会でどういう判断というか、結論が出るか分からないのですけれども、規制委員会としては、この部会で出た結論をどう政策、規制に落とし込んでいくのか、その辺のイメージを教えてください。
- 更田委員長 これは結論が出る前に申し上げることは大変難しいだろうと思っています。ただし、あらゆるものがそうではあるけれども、そのためにその分野の専門家に集まっていたいただいているので、専門家の意見は尊重されるべきものと、基本的にそう思っています。
- 記者 よく質問の出ている火山ガイドとの関係とか、その辺とは今は直結して見てはいないのか、それとも、そこへの変更も影響を及ぼす可能性もあると見ているのか。
- 更田委員長 これは火山部会の一定の結論が出てからの議論だと思います。
- 記者 ありがとうございます。

- 司会 それでは、アラキさん。
- 記者 毎日新聞のアラキです。

本日の議題2についてなのですけれども、プルトニウム燃料第二開発室の報告の件に関してで、今後、プルトニウムを扱うに当たっては、請負事業者との契約の在り方を考える余地があるなら考えてほしいとおっしゃっていましたが、委員長の問題意識として、どのようなものがあるのかを教えてくださいと思います。新規参入を妨げないようにしているという、どうしても現場での経験等、重視できないのか、それとも技術や安全対策について継承していかなければならないというジレンマがどうしてもあると思うのですけれども、そのあたりについて委員長のお考えですとか、改善案とかがあれば、お伺いできればと思います。

- 更田委員長 まず、最後の改善案があればなのですけれども、これがなかなか難しいからこその悩みなのですよ、実は。これは自分が現場にいたときの経験です。現場で一緒に作業をしようとする人、ないしはある作業をお願いしようとする人に対して、ずっと

昔、例えば、20年ぐらい前だったら、委託契約して、同じ人にずっと来てもらうということが可能だったのです。競争について、今ほどのさくはなかったから、業者と事前に行って、また何々さんお願いしますねと言って、Aさん、Bさんをお願いして来てもらうということが可能だったのです。ですから、同じ現場で、Aさんが、その組織の人間ではないのだけれども、契約で10年間ずっと来てもらっている。そうすると、当然、そこでの作業に習熟しているし、手順から何からよく分かっているし、さらに言えば、現場で一緒に仕事して、ついでにこれもやっておいてと言うとちょっとおかしいけれども、作業に対して、私たちは指示ができたのです。指示というか、依頼に近いけれども。

ところが、競争入札というものが強く求められる状況になると、まず仕様書にある現場での作業経験があることは書かせてもらえないのです。なぜなら、それを書いた途端に新規参入を排除してしまうので。あるいは、特定のAさんに是非契約が落ちてほしいから、Aさんが持っている資格をダークと書く。そうすると、必ず契約部署から、こんな発注仕様書はだめだと言われるのですよ。なぜなら、そこに書いてある資格は実作業とは余り関係ない、なるべく多くの業者が札を入れられるような発注仕様書にしてください。現場は実はAさんに来てほしいのだけれども、そういう仕様書は書けない。

さらに言えば、請負契約は今、請負契約書に書かれた作業だけがかつちり行われるようではなくてはいけません。そうでないと競争入札がフェアな条件でできないという意味です。ですから、実態としては、作業が始まる前に、仕様書に基づく指示をすることはできるけれども、作業中に指示をしてはいけません。ついでにこれもやってほしいとか、何か変化が起きたときに、これもやってほしいと指示をしてはいけません。安全上のことに関しては指示もできますし、緊急時の指示もできるけれども、作業そのものについては、請負契約で来てくださる方に対して、直接指示を現場がしてはいけませんことになっている。あくまで契約書に書かれていること。それで進めようとする、なかなか現場は苦労するのです。

ですから、できれば経験の深い人、それから、その現場についてよく知っている人に続けてやってほしいけれども、一方、契約の方からすれば、競争入札というのはいいことだし、自由競争がきちんと守られるべき、新規参入を妨げてはいけません、それはそのとおりだと思いますけれども、私はどっちも正だと思っていて、それをうまく解決する手段はないかなと、今日のは多少ぼやきに近いです、そういう意味では。ただ、これは原子力だけではないと思います。公正な競争がきちんと守られるべきというのは本当に正しいことですが、それがために経験を重視する現場は失うものもあるので、その間のバランスをとるとするのは非常に難しいだろうと思います。難しいけれども、それこそ、何かいいアイデアがあればと思います。

○記者 結局、この業務に対しては、正社員ですとか、継続している人をお願いして、この分野については、契約というか、更新をしていくところになるという、2つの住み分

けをより洗練させていくということなのでしょう。

○更田委員長 新規制基準適合性の審査の中で、例えば、相手が電力会社のときなどは、こういった枢要部署であるとかは、今おっしゃった、いわゆる正社員が当たるべきという指摘はしていましたがけれども、民間であれば、きちんと増員して正社員で作業を行うべきという指摘ができるのだけれども、今回対象となったプルトニウム燃料第二開発室の日本原子力研究開発機構だと、返ってくる言葉はおそらく定員の問題であるとか、人件費の問題であるとかになってしまうと思うのですけれども、本当に重要な、あるいは本当に高度な技術が必要となる作業だったら、請負契約に任せずに内部に正規の要員を持つようにという指示をすることは理屈の上ではあり得ると思っています。ただ、今回のプルトニウム燃料第二開発室であった事例などでは、請負契約に頼らざるを得ないのは現実としてあるだろうし、急にこれを変えることを求めるのはなかなか難しい。むしろ作業が停滞してしまって、かえってリスクの高どまりを招いてしまったりもするでしょうから、正規の職員が作業に当たれというのはなかなか難しいだろうと思います。

○記者 ただ、その中でも安全対策については、たとえ変わったとしてもやっていけるという理解でいいですか。

○更田委員長 なかなか注意は要ると思うのですよ。例えば、手順や手引きを定めるときに、できれば実際の作業に当たる方にも参加してもらって議論して、そういったマニュアル類を定めていくのがいいわけだけれども、競争入札だと、予想する札を入れる業者全部に集まってもらってというのもおかしな話かもしれないし、あるマニュアルを定めるときに参加していなかった業者だって札を入れる権利はあるわけで、ですから、それこそ努力を続ける、入札する可能性のある業者との間のコミュニケーションであるとかは大事だろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

冒頭の検査不正の関係で補足的に少しお伺いしたいのですけれども、今日の案件については特に安全上の影響は具体的には生じていないということでしたけれども、メーカーの品質という意味で、東電の使用済燃料の取り出しが遅れたときにケーブルの問題がどうしても思い浮かぶのですけれども、直接、規制権限が及ぶのはあくまで事業者であって、調達をしっかりとってくださいというところまでが権限の範囲だとは思いますが、そういう意味で、原子力に積極的に付き合っているようなメーカーに対して、権限は及ばないにしても、この際に言うべきことだとか、しっかりとしてほしいところはどうか、そういったことがありますでしょうか。

○更田委員長 今日の議題の検査不正とはややずれますけれども、今おっしゃっていたのは、東京電力福島第一原子力発電所の3号機で使用済燃料を取り出そうとするときに、

まず電圧のセッティングがありましたね。それから、ケーブルのコネクター等々が雨水等に耐えるようになっていなかった。直接的な私たちの規制が及ぶのは、あくまで東京電力ですけれども、この際、東芝エネルギーシステムも1F検討会へ来てもらって、実態についての説明等も受けましたし、そういった意味では、法的な権限が及ぶわけではないけれども、メーカー各社は、特に東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関しては、道義的というべきなのかな、しっかりした対処をしようとしてくれているとは思っています。ただ、1F・3の場合は単純ミスが続いたので、しっかりしてよと。ただ、これは、東京電力が調達なりの際にきちっとしていればという側面もあるので、しかも東京電力福島第一原子力発電所の作業は初めての作業がこれからもずっと続いていくので、通常の活動以上に東京電力はメーカー任せにしないで、自ら確認しようとする姿勢が非常に重要だろうとは思っています。

○記者 分かりました。

東電以外の関係になると思うのですが、先ほどおっしゃったベンダーインスペクションの海外での事例があるのかどうか。仕組みを簡単にお伺いできればと思いますのと、日本ではそういうのができない何か理由があるのでしょうか。法令上の権限がない、直接的にはそうなのでしょうけれども、なぜそれが取り入れられないのか。

○更田委員長 ベンダーインスペクションというのは、それ自体に関しては、まだまだ議論の余地のあるものです。特に国際的にこれが議論されたのは、むしろ新設の場合にどうするかという議論があって、余り我が国に参考にならないような事例もあるのですけれども、一番分かりやすいのは、EPRのときに圧力容器に炭素偏析があって、これが破壊靱性に関するデータ値、シャルピンのデータ値に関して、書換えに相当するような改ざんがあればであったと。EDF、電力を通じて上がってくるものを捉えても発見できるとする考え方と、それから、炭素偏析は製造プロセスに非常に大きく依存するものなので、そのプロセスまで規制当局が見に行き確認すべきなのか。これは規制の役割、事業者の役割、メーカーの役割、それぞれがどう捉えるかの問題なので、ベンダーインスペクションそのものが導入された方がよりよい環境が生まれるかということ、一概には言えないところがあって、十分な議論が必要であろうとは思っています。

○記者 そういう意味では、当面の対応としては、現在の日本の原子力規制委員会としては、事業者には調達をしっかりとやらせ、メーカーにもちゃんとしてくださいという。

○更田委員長 日本の場合は、原子力事業者とメーカーとの間の結びつきが比較的強いので、そういった意味では、総体的にはベンダーインスペクションの利用価値は低いのかもしれないです。ただ、こういったことを申し上げるにはまだ少し拙速かなとは思いますが。

○司会 ほかがございますでしょうか。それでは、左の列の方。その女性の方です。

○記者 韓国テレビのキムと申します。よろしくお願いします。

今日の議題と離れてしまうのですが、3つ質問させていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、貴会では、このような定例記者会見を生放送されておりますが、誰でも視聴が可能ということで、このようになった背景と目的と成果について教えてください。

○更田委員長 これはやはり1つには行政の透明性ということがメインだと思うのです。それから、原子力規制委員会の議論はどうしても技術的な議論に偏るので、今日の午前中の委員会も傍聴の方もいらっしゃるし、それから、ネットで生中継をしていますけれども、これを見ていただくだけで本当に情報が広く伝わるか、なかなか難しいところはあって、私たちの議論や考え方、そして委員会等で決めていることが広く社会に知られるためには、当然のことながらメディアの力を借りなければいけないと思っています。そういった意味で、こうやって誰でも御覧になれる形でメディアの御質問に答えるというのは、規制を進めていく上でも有益、有効だと思っているし、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故のときに、事業者だけではなくて、規制当局に対する信用、信頼も地に落ちた。これは田中前委員長の言葉です。それに対してどう応えていくかというのは、できるだけ表へ出るということというのは、規制委員会を作るときの議論でもあったし、また、発足したときの私たちの考え方もそうだったので、できるだけこういった形でメディアの質問に直接お答えすることが、私たち自身の考え方を表明していく上でも、一つにはフェアだし、それから、有益なのだろうと思っています。

○記者 ありがとうございます。

2つ目ですが、2011年の福島での原発事故後、こちらの委員会が設立されたと伺っておりますが、当時、設立できた決定的な理由について、ちょっと重複してしまうのですが、教えてください。

○更田委員長 これは、私たちが私たちの組織を設置したわけではないので、本来であれば国会での議論をなぞっていただく必要があるのだと思いますけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きたときに、いくつかの大きな問題点が指摘されました。一つには、事業者と規制当局との間の関係。レギュラトリーキャプチャーという言葉、規制の虜と日本語では言いますが、強く指摘をされた。この規制の虜という言葉は、もともと経済学で昔からある言葉ですし、それから、当時まだ大統領候補だったオバマ氏が米国の原子力規制当局に対して使った用語でもあります。規制当局が規制対象とずっと接しているうちに、規制対象を保護すべきものと考えがちのところ、これは原子力だけではなくて、あらゆる規制に通じる問題ですけれども、事業者と規制当局との間のなれ合い関係みたいなもの、そういったものが非常に大きく問題視された。それを回避するための、防ぐための手段の一つが透明であって、そして、コンフリクト・オブ・インタレスト、利益相反のない関係を築くことが原子力規制委員会を設置するときに非常に強く議論されました。

もう一つは、かつての日本の原子力規制は、基準を作る、それから、大きな考え方、

方針を決定するのは原子力安全委員会。ただ、法的強制力をもって事業者を規制するのは原子力安全保安院と2つに分かれていた。責任の所在であるとか、緊急時の指揮の分担が曖昧であった。また、さらに言えば、それぞれの組織は、何か意思決定をするときに、かつての原子炉安全専門審査会や燃料安全専門審査会や、経済産業省の顧問会等がそれに当たりますけれども、外部の人たちを集めてきて、その結論を後追いするような形で意思決定をする、そういう形をとっていた。ですから、責任の所在が曖昧だった。こういった多くの反省点に対して、国会で非常に幅広い議論が行われて、原子炉等規制法が改正されるとともに、透明性をきちんと確保して、あくまで利益相反のない関係をもって事業者に当たるという原子力規制委員会が設置されたという経緯があります。

○記者 最後の質問なのですが、原発事故を防止するために一番重要とされていることは何でしょうか。

○更田委員長 原発事故を防止するために最も重要なこと。私たちの場合は、先ほどまでの御質問との関連で言えば、東京電力福島原子力発電所事故が起きた後、一番強く指摘されたことが、継続的な改善です。一旦これでよしとしたものであっても、絶えず見直す点はないかというのを見続けて、小さなことであっても改善していくというのが重要な点です。ですから、御質問に直接お答えするとすれば、最も重要なことは慢心しないことなのだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかがございますでしょうか。ワタライさん。

○記者 IWJのワタライです。よろしくお願いします。

今の質問にちょっと関連があるかと思うのですが、情報の公開性の問題なのですが、現在、東京電力は月曜日と木曜日に定例の記者会見をやっているのですが、月曜日が東京本社で、木曜日が福島からテレビ中継でやっていると。今後、月曜日の会見を福島第一原子力発電所の中でやって、全部テレビ中継でやると。本社での会見を今後はやらない方向で今、検討しているやに伺っております。これは我々メディアからすれば、大変な公開性の後退になると思うのですが、これについて御意見を伺えればと思います。

○更田委員長 今、東京電力の発信に仕方について伺ったばかりだから、何とも言えないけれども、どういった発信の仕方をするかについて、メディアと東京電力との間で、それこそ透明性をもって、テレビカメラの前でメディアの皆さんと東京電力が議論を戦わされてはいかかかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかがございますか。以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -